

令和8年5月12日

## トラック事業者に対して行政処分を実施しました 【事業停止7日間など】

岡山運輸支局は、岡山県のトラック事業者である株式会社丸勝荷役運輸の株式会社丸勝荷役運輸営業所に対し、改善報告を行わなかったことを端緒として、令和5年12月7日、同年12月19日、同年12月27日、令和6年3月7日、同年3月22日、同年3月27日、同年3月29日及び同年5月31日に監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、当該事業者に対し、株式会社丸勝荷役運輸営業所の7日間の事業停止及び同営業所の事業用自動車（トラック）3両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

### 【行政処分の内容】

1 行政処分年月日 : 令和8年4月30日

2 事業者名 : 株式会社丸勝荷役運輸(代表取締役 石川 勝弘)  
住 所 : 岡山県岡山市北区横井上848-4  
処分対象営業所 : 株式会社丸勝荷役運輸営業所  
(岡山県岡山市北区御津伊田2157)

3 行政処分の内容 :

(1)株式会社丸勝荷役運輸営業所に係る事業停止 7日間 (令和8年5月12日から令和8年5月18日まで)

(2)株式会社丸勝荷役運輸営業所の事業用自動車の使用停止 441日車 (3両×147日)  
(令和8年5月19日から令和8年10月12日まで)

(3)輸送の安全確保命令

4 違反の内容 : 別紙のとおり

5 違反点数付与状況 : 49点

### 【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

岡山運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : 田中、福江

担当 : 櫻井、宮武

TEL : 082-228-3460

TEL : 086-286-8122

- (1) 認可を受けないで自動車車庫を設置していた。  
貨物自動車運送事業法第9条第1項  
貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号
- (2) 認可を受けないで休憩・睡眠施設の位置を変更していた。  
貨物自動車運送事業法第9条第1項  
貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第6号
- (3) 主たる事務所の位置の変更の事後届出をしていなかった。  
貨物自動車運送事業法第9条第3項後段  
貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第1号
- (4) 営業所の位置の変更の事後届出をしていなかった。  
貨物自動車運送事業法第9条第3項後段  
貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第3号
- (5) 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (6) 疾病のおそれのある乗務員を運行の業務に従事させていた。  
貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項
- (7) 保安基準に適合していない事業用自動車を運行の用に供していた。  
貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3  
道路運送車両法第40～43条、第47条
- (8) 有効な自動車検査証の交付を受けていない事業用自動車を運行の用に供していた。  
貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3  
道路運送車両法第58条第1項
- (9) 点呼の記録を確実に行っていなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項
- (10) 業務の記録の記載事項等に不備があった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条

- (11) 事故の記録を確実に作成していなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2
- (12) 事故の記録の記録事項に不備があった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2
- (13) 運行指示書を確実に作成していなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項
- (14) 運転者等台帳の記載事項等に不備があった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項
- (15) 運転者等台帳を保存していなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第2項
- (16) 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項
- (17) 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項
- (18) 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。  
貨物自動車運送事業法第17条第4項  
(現行 貨物自動車運送事業法第15条第4項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項
- (19) 運行管理者の解任について届出をしていなかった。  
貨物自動車運送事業法第18条第3項  
(現行 貨物自動車運送事業法第16条第3項に相当)  
貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条
- (20) 自動車事故報告規則に規定する事故を届け出ていなかった。  
貨物自動車運送事業法第24条  
(現行 貨物自動車運送事業法第23条に相当)  
自動車事故報告規則第3条

(21) 社会保険等の加入義務者が社会保険等に適正に加入していなかった。

貨物自動車運送事業法第24条の4第1項

(現行 貨物自動車運送事業法第25条第1項)

貨物自動車運送施行規則第14条第2号

(22) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。

貨物自動車運送事業法第60条第1項

貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項